

【アメリカ】児童失踪に関する連邦支援再授權法の成立

2013年9月30日、2013年失踪児童支援再授權法（P.L.113-38）が成立し、2014会計年度から2018会計年度までの間の全米失踪・被搾取児童センター（NCMEC）等への補助金（4000万ドル/年、内NCMECへ3220万ドル/年）が認められた。NCMECは、児童の失踪や搾取事件に関する情報センターとしての役割を中核に、連邦法に基づく連邦政府補助金事業（42USC § 5773(b））等を行う非営利団体で、電子通信サービス事業者が児童ポルノ等を発見した際に通報が義務付けられているCyberTiplineの運用も補助金事業のひとつである。今回の再授權法は、補助金の対象となるNCMECの活動に①失踪児童発見のための教育当局との調整の際の警察等への技術支援、②失踪里子児童発見のための福祉当局との調整における警察への支援、③性的人身取引被害を受けた又はそのおそれのある児童の発見のための警察等への技術支援を追加した。補助金受給団体に対する監督が強化され、補助金を被用者の報酬に用いる場合の制限も規定された。（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】カリフォルニア州の移民に関する諸法案の成立

オバマ大統領は移民制度改革を重点課題としているが、連邦議会では包括的な移民法改正案（S744）が2013年6月27日に上院を通過したものの、審議の行方は不透明である。一方、カリフォルニア州では、8月27日に市民権のない合法移民（永住権所持者）に選挙管理業務への参加を認める法案（AB817）が成立した。さらに、10月3日に不法滞在者に運転免許取得を認める法案（AB60）が成立、10月5日には特定の重罪を犯した場合を除き、連邦の出入国管理当局への引渡しのために勾留を継続することを禁ずる法案（AB4）に知事が署名した。また、同日、在留資格について通報すると脅迫して恐喝・強要する行為を禁ずる法案（AB524）、州の弁護士試験に合格した者が不法滞在であっても弁護士となることを可能とする法案（AB1024）等が成立した。その一方で、10月7日、知事は永住権所持者が陪審員となることを認める法案（AB1401）に拒否権を行使している。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】リバースモーゲージに関する法改正

自宅に居住しながら、その不動産の資金化を認めるリバースモーゲージ制度につき、2013年8月9日に国民住居法（12U.S.C.1715z-20(h)）が改正された（P.L.113-29）。連邦が提供する「自宅財産価値変換モーゲージ制度（HECM）」に関し、制度の健全性維持のため緊急を要する場合は、関係者に対する通知のみによって制度運用に追加条件を設定できる権限が、連邦住宅都市開発省に与えられた。これに伴い、同年9月3日に「通知2013-27」が出され、融資審査時の借入人の財務状況書類の提出、債務不履行の発生の防止のため、州等の認可を受けた第三者を介するエスクロー勘定の設定、当初設定した借入限度額の厳守等を関係者に義務付けた。HECMは低所得の高齢者（62歳以上）が、自宅修繕費、医療費等の臨時の支出に対応する場合を想定したもので（ただし、用途は問わない）、申請の審査及び手続は連邦住宅都市開発省が行う。HECMは昨今、不動産価格の変動による担保割れ等で損失を被っており、健全化が急務とされていた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【アメリカ】カリフォルニア州未成年者のネット上のプライバシー保護強化

2013年9月23日、許認可事業法典第8部第22.1章を改正する法律が成立した（州法第336号）。未成年者（18歳未満）のインターネット上のプライバシー保護の強化を目的とするもので、1998年連邦児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）で定めるものよりも広い範囲の保護を定める（ただし、COPPAの対象は13歳未満の者。）。同法では、インターネットサイトやオンラインサービスの運営者が、未成年者を対象としてサービスを提供し、又はサービスの未成年者による利用を知らず、州法上未成年者の利用が禁止されるサービス及び購入が禁止される物品の広告掲載及びそれらに関する市場調査を行うことを禁止する。運営者は、第三者がこのような広告掲載又は市場調査を行うことを知っている場合は、第三者に未成年者の情報を開示し、利用させ又は蓄積させてはならない。また、未成年者がその投稿をいつでも消去できる方策をサイトに設けるよう、運営者に義務付ける。この法律は、2015年1月1日より施行される。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】査証に関する規則の改正

欧州連合（EU）で2001年に制定された査証に関する規則（No 539/2001）は、域内国境を通過する際に90日以内に限り、査証の免除を受ける非EU諸国（第三国）民を別表Ⅱに列挙している。EUの査証政策の特徴は相互主義原則にあり、別表Ⅱの諸国に入国するEU市民についても、査証の免除が期待されているが、2004年に新たにEUに加盟した旧東欧諸国等に対し査証を要求する第三国が問題となった。2005年の同規則の改正により、欧州委員会は査証を要求する第三国の関係当局を相手に、査証の相互主義実現のための交渉を進めていたが、一部の第三国（米国、カナダ等）では依然として査証を要求しているため、欧州議会は、2013年9月12日、査証に関する規則の改正案を採択し、こうした第三国の市民には査証の取得義務を課すことにした。また新規則の下では、不法移民や理由のない難民申請の急増に鑑み、非常時における最終手段として、第三国への査証免除の一時停止も可能となった。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】銀行同盟に向けた第一歩—銀行監督一元化の法案パッケージ可決

2012年5月の欧州理事会非公式会議におけるバローゾ欧州委員会委員長の発言（経済通貨同盟の強化には銀行同盟が必要）を契機として始まった「銀行同盟」構想は、翌6月の欧州理事会で、①単一銀行監督制度（SSM）、②単一銀行破綻処理制度、③単一預金保険制度を3本柱として進めることが合意された。このうち①について、同年9月、欧州委員会により法案パッケージ（欧州中央銀行（ECB）に銀行の監督に関する特別任務を与える理事会規則案及び欧州銀行監督機構（EBA）を設立する規則（No 1093/2010）を改正する欧州議会・理事会規則案）が欧州議会及び理事会に提出され、2013年9月13日に欧州議会で、同年10月15日に理事会で承認された。SSMは、ECBがユーロ圏の金融機関の一元的監督を行う制度であるが、ECBが直接監督を行うのは大手銀行約130行で、それ以外の銀行については、加盟国監督当局との緊密な協力の下に実施することになる。SSMは、2014年11月にも本格運用が始まる見込みである。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】 侵入外来種から生物多様性を守る規則案の採択

ヒトやモノの移動が頻繁になった結果、自然の物理的障壁（山や海等）を越えて運ばれる動植物、菌類、微生物等の外来種は、現在欧州に約 12,000 種以上存在すると言われる。このうち 10～15%は、生物多様性やヒトの健康、経済等に害を及ぼす侵入外来種（IAS）で、IAS がもたらす損害額は、ヒトや動物の健康被害、食物生産への被害、保護種への被害等併せて、年間 120 億ユーロと見積もられている。IAS は国境に関係なく加盟国間に広がるため、国レベルの対応では不十分であること、また隣接加盟国間で異なった対応を採ると IAS の繁殖防止の効果を減ずることから、今回初めて、IAS に対する EU の包括的取組みが提示された。2013 年 9 月 9 日の欧州委員会による「侵入外来種の持込み及び拡散の防止及び管理に関する規則案」の採択である。規則案は、EU と各加盟国の協力による効果的管理の下に、域内の IAS リストを作成し、優先順位を決めて、その持込み、拡散等の防止措置をとること等を内容としている。（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【イギリス】 2013 年経済成長及び基盤整備の促進に関する法律(c.27)の制定

2013 年経済成長及び基盤整備の促進に関する法律が同年 4 月 25 日に制定された。同法は、経済成長と基盤整備の促進を目的として規制緩和と許認可の迅速化を図り、多岐にわたる関係法律を改正するものである。以下その主な内容を紹介する。①地方計画庁（その多くは自治体が指定される。）における意思決定の遅延を回避するため、開発計画の申請の処理効率が適正でない地方計画庁を指定し、当該地方計画庁ではなく直接国務大臣に申請をすることができるものとする。②地方計画庁が申請の処理に必要な情報を求める権限を制限して申請者の負担軽減を図る。③国務大臣は、国にとって重要な民間事業計画を 2008 年計画法（c.29）上の国の重要な基盤整備計画として審査するよう指示する権限を有するものとする。④会社がその雇用する労働者に価額 2 千ポンド以上の自社株式を提供したときは、当該労働者は株主従業員として解雇規制等が緩和され、1996 年雇用権法（c.18）上、労働者の権利において劣後した地位を有することとなる。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】 上院選挙制度改革

間接選挙である上院（元老院）選挙の選挙人団は、下院議員並びに州、県及び市町村の議会の代表等である。うち約 95%は市町村議会の代表で、さらに、代表の人数の割当は小規模市町村ほど有利である。そこで、この状況の是正及び男女平等の促進を目的とする法律（2013 年 8 月 2 日の法律第 2013-702 号）が制定され、次の規定が置かれた。①従来、人口 3 万人超の市町村議会の代表は、市町村議会議員全員のほかに、人口が 3 万人を超えて千人を増すごとに 1 人を有権者の中から選出していたが、これを人口 800 人を超すごとに 1 人を選出するとした。②選挙人団に上院議員を加える。③市町村議会の代表（及びその補欠）の選挙は、拘束名簿式比例代表制だが、男女平等の観点から名簿の掲載順を男女交互とする。④従来、上院議員選挙は、定員 4 人以上の選挙区では男女交互の名簿を用いる拘束名簿式比例代表制が採用されていたが、これを定員 3 人以上の選挙区で採用し、女性議員の増加を図る。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 国家被後見子の認定に対する異議申立て制度の改正

国家被後見子（*pupille de l'État*）とは、孤児、両親が親権を喪失した児童、保護者が養育を断念した児童等で、児童保護等を担当する県の児童社会扶助機関（*service de l'aide sociale à l'enfance*）に一定期間預けられた者を指し、その多くは養子となる。国家被後見子の認定は県議会議長が決定するが、その決定から 30 日以内であれば裁判所に認定に対する異議申立てをすることができる。申立てができるのは、親、親族及びそれ以外の児童の保護者等である。しかし、これまで、認定の公示方法や異議申立期間の起算日について定めがなかったため、国家被後見子の認定に係る決定に関する 2013 年 7 月 26 日の法律第 2013-673 号が制定された。同法により、認定があった場合には、認定前に児童社会扶助機関に児童に関心があること（養育する意思までは要しない）を表明していた親、親族及びそれ以外の児童の保護者等に、異議申立期間及び方法を付して認定の事実を通知する。異議申立期間は、当該通知の到着から 30 日以内となる。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 人身取引、性犯罪、児童ポルノ、女性に対する暴力等に関する法改正

人身取引等に関する EU 指令、国際条約等を国内に適用するために、EU 法及びフランスの国際的な取決めの適用による司法分野の適合のための諸規定に関する 2013 年 8 月 5 日の法律第 2013-711 号が制定され、主に刑法典及び刑事訴訟法典が改正された。主な改正は次のとおりである。①人身取引罪を構成する行為を明確に定義し、脅迫、暴力等の手段を用い、強制労働、臓器移植等を目的とする人身取引とした。②従来、未成年の人身取引は刑を加重していたが、これを独立した罪とし、人身取引の態様、目的等を問わず処罰することとした。③児童に第三者との性行為を強制することを罪とした。④性的同意年齢未満（15 歳未満）の者に対する特定の性犯罪（性的攻撃（*agression sexuelle*）と定義される罪のうち強姦以外のもの）を厳罰化した。⑤15 歳未満の児童のポルノの撮影等は、頒布目的でなくとも処罰することとした。⑥女性に対する暴力について、強制結婚罪並びに未成年に対する性器切除の未遂罪及び教唆罪が創設された。（海外立法情報課・服部 有希）

【ドイツ】 所得税法の改正による登録同性パートナーに対する差別の撤廃

2013 年 5 月 7 日、連邦憲法裁判所は、異性間の夫婦に対して夫婦合算申告を認める所得税法の規定が登録された同性パートナー（以下「同性当事者」）に適用されないことは、性別を理由とした差別を禁止する基本法第 3 条第 3 項の規定に違反する旨の判決を下した（2 BvR 909/06）。所得税の夫婦合算申告は、夫婦 2 人の所得を合算して 2 で割った所得額にそれぞれ所得税を課すもので、夫婦間の所得差が大きいほど所得税の納付額が減る制度であり、夫が妻を扶養する伝統的な家族観に基づいている。判決は、ドイツで基本法により保障されている婚姻及び家族の保護は、同性当事者の差別を正当化するものではないとした。この判決を受けて所得税法が改正され（BGBl. I S.2397）、改正法は 2013 年 7 月 19 日に施行された。この改正により、配偶者及び夫婦に関する所得税法の規定はすべて同性当事者に適用しなければならない旨が定められた。この規定は、係争中等の理由により所得税額が確定していない所得にも適用される。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】映画データ登録義務の導入

ドイツでは、2004年から、映画製作者は、公的な助成又は賞を受けた映画を連邦又は州の公文書館に納本している。これは法的義務ではなく、連邦及び州の映画助成機関が公文書館への納本を助成の条件としているものであり、ドイツで製作される映画の80～90%がこの制度により納本されていると推測されている。しかし、映画が分散して納本されていること及び国内のすべての映画を統一して把握することが望ましいことから、連邦公文書館法が改正され（BGBl. I S.1888）、国内のすべての映画を登録するデータベースが連邦公文書館に構築されることになり、映画製作者の映画データの登録義務が定められた。改正法は、2013年7月4日に施行された。対象となる映画は、映画館で上映されるもの及び国内外の主要な映画フェスティバル等で受賞したものである。登録の際には、納本可能な映画フィルムの複製物の所在も申告しなければならない。今後、ドイツで製作されたすべての映画に納本義務を課すことが目指されている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】薬局の夜間営業の助成のための薬局法等の改正

従来、薬局は、休日（日曜・祝日）及び夜間（20時～翌朝6時）の営業において、薬の販売時に消費税を含めて2.5ユーロを追加して請求していた。この仕組みにおいては、休日夜間に営業しても利用する患者が少ない過疎地域の薬局にとって利益が少ないことから、夜間営業の負担の薬局間格差を是正する目的で薬局法等が改正された（BGBl. I S.2420）。改正法は、2013年8月1日から施行されている。この改正により、ドイツ薬局協会に、薬局の夜間営業の確保を促進するための基金が設置される（薬局法第18条）。今後は、夜間営業の回数に応じて、基金から一回あたり定額の手当金が支払われる（薬局法第20条）。また、この手当金の財源として、薬局における処方せん医薬品の販売の際に、薬局の夜間営業の確保を促進する名目で、消費税とは別に16セントが加算されることになった（薬剤価格令第3条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】極東・シベリア地域への投資を促進するための税制改革

2013年9月30日、連邦法第267号「極東連邦管区及び個別のロシア連邦構成主体における地域的投資計画の促進を目的とするロシア連邦税法典第1章及び第2章並びに個別のロシア連邦法の改正について」が成立した。同法は、極東連邦管区、ザバイカル州、ブリヤート共和国及びイルクーツク州への投資促進を目的としており、連邦構成主体政府が管轄する地域発展計画に投資する企業は、税制上の優遇措置を受けることができる。第1に、企業が当該投資により利益を得た日から10年間、当該利益のうちの連邦政府への納税分を全額免除する。第2に、企業が当該投資により利益を得た日から5年間、当該利益の連邦構成主体への納税額を10%の範囲内で減額するとともに、次の5年間は10%以上減額する。この優遇措置を受けるためには、企業は地域発展計画に参加した日から3年以内に総額5000万ルーブル以上の投資を行うか、または5年以内に5億ルーブル以上の投資を行わなければならない。同法は2014年1月1日から施行される。（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】住民登録番号の取扱い制限

韓国では住民（外国人を除く）に対し、固有の識別番号である住民登録番号が付与されており、各種サービスの会員登録、本人確認等に幅広く活用されている。しかし、近年、ハッキングによる住民登録番号の外部流出が相次いだため、2012年2月、「情報通信網の利用促進及び情報保護に関する法律」が改正され、情報通信サービス事業者に対し、法令に基づく場合等を除きオンライン上で住民登録番号を収集し及び利用することが原則的に禁止された（収集済の住民登録番号は2014年8月までに廃棄）。さらに2013年8月の個人情報保護法の改正により、法令に基づく場合等を除き、行政サービスを含めた住民登録番号の取扱い自体が、オンラインかオフラインかを問わず原則的に禁止された（収集済の住民登録番号は2016年8月までに廃棄）。取扱いが可能な場合であっても、オンライン上の会員登録については他の手段を提供することが義務付けられる。違法に住民登録番号を取り扱った者は、3千万ウォン以下の過料に処される。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】金融取引情報を活用した徴税体制の強化

2013年8月13日、「特定金融取引情報の保護及び利用等に関する法律」が改正され、徴税体制が強化された。従来も、犯罪捜査及び脱税容疑を裏付けるための税務調査の場合は、金融情報分析院（マネーロンダリング等を監視する韓国の金融情報機関（FIU）。以下「分析院」）が国税庁長等に関連情報を提供することが可能であったが、法改正により提供要件が緩和され、税金滞納者に対する徴収業務についても提供が可能となった。また、従来は金融機関に対し、1千万ウォン（外国通貨表示の外国為替取引の場合は5千ドル相当）以上の取引に限り、疑わしい取引の報告（STR）の分析院への提出が義務付けられていたが、法改正により、今後は金額に関係なく提出が義務付けられる。一方、金融取引情報の活用範囲の拡大に伴うプライバシー侵害に配慮し、高額現金取引の報告（CTR）が国税庁長等に提供された場合は、原則として10日以内に名義人に提供情報の内容が通知される。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】農水産物の原産地表示に関する法律の改正

現在、韓国では、福島原発事故を契機として、日本をはじめとする周辺国から輸入される農水産物が放射性物質に汚染されているのではないかと不安が国民の間で高まっており、日本産の水産物の全面輸入禁止を求める動きも起こっている。2013年7月2日、放射性物質により汚染された食物から国民の生命を守ることを目的として「農水産物の原産地表示に関する法律一部改正法律案」が可決され、同年8月13日に公布・施行された。これまでも同法第10条の規定により、農林畜産食品部長官及び海洋水産部長官に対し、農水産物の原産地表示に関する情報のうち、国民が知るべきと認められる情報を国民に提供する努力義務が課せられていたが、法改正により、国民が知るべき情報として「放射性物質が流出した国又は地域等」が明記された。なお、福島原発事故に関連した情報は、現在インターネットを通じて国民に提供されている。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】三峡ダムの安全防護条例

2013年9月9日、長江三峡重要水利施設安全防護条例が公布され、10月1日から施行された。長江中流に位置する三峡ダムは世界最大級の水利施設であり、治水、給水、発電、通航において極めて重要な機能を有する水利の中枢である。全41か条から成る条例は、三峡ダムの施設及びその周辺区域の陸域、水域、空域にそれぞれ安全防護区を設置し、国の統一的な指導の下にその安全防護体制を強化し、当該施設及び区域の安全と秩序を維持することを目的として制定された。陸域の安全防護区は制限区、規制区、中心区、水域の安全防護区は管制区、通航区、通航禁止区の3等級にそれぞれ分けられ、各区域の境界には明確な標識を設置し、その等級に応じて立入りを制限又は規制する。空域安全防護区は陸水両域の安全防護区の上空の低空空域をいい、飛行に際しては管制承認を得た飛行計画を厳守しなければならない。空域安全防護区では、凧揚げや熱気球、ハンググライダー、ラジコン等の飛行も禁止される。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】ネット上の誹謗中傷等に対する規制

2013年9月6日、最高人民法院と最高人民検察院が司法解釈「インターネットを利用した誹謗等の刑事事件における法律適用の若干の問題に関する解釈」を公表した。中国ではインターネット人口が2013年6月末現在で約5億9100万人に達し、インターネットによる名誉棄損、財産権の侵害その他の犯罪も多発している。この司法解釈は、刑法及び「インターネットの安全維持に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」等の規定に基づき、インターネットを利用した誹謗中傷、言掛り、恐喝、非合法経営等の刑事事件における具体的な法律の適用についての解釈を示したものであり、法的効力を有する。全10か条から成り、インターネット犯罪の取締りに関する明確な基準として、刑法第246条第1項の「事実を捏造し他人を誹謗する」及び「情状が重い」、同第2項の「社会秩序及び国家利益に著しい損害を与える」、同第274条の「恐喝罪」などについて、具体的にどのような場合がそれに該当するかを示している。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】教育改革に向けた法改正案

2013年9月5日、「教育関係法一括改正案（意見公募用）」が公表され、10月5日まで意見公募が行われた。「国家中長期教育改革発展計画綱要（2010-2020）」に基づく教育改革を実現するため、教育法、高等教育法、教師法、民営教育促進法の関係規定を改正する法案である。教育法においては、就学前教育の実施に関する規定が新設され、生涯学習の推進に関する規定が拡充されるほか、違法な学生募集に対する罰則が強化される。教師法においては、国家教師資格試験の受験を義務化し学歴要件を厳しくするなど、教師の資格認定制度の厳格化が図られている。高等教育法においては、大学等の設置認可について地方政府への権限委譲を定めている。また、民営教育の一層の発展を促すため、民営教育促進法と教育法の規定の不一致が改められ、学校に関して一定の条件の下で営利組織の設立が認められるようになる。高等教育機関については、営利目的を認めないとする高等教育法の規定が削除される。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【フィリピン】 価格法の改正

2013年9月6日、価格法を改正する法律（共和国法第10623号）に大統領が署名した。価格法は、生活必需品等の不当な価格操作、特に災害、非常事態宣言、戒厳令、騒乱状態宣言等の場合における価格のつり上げを防止するために1992年に制定された法律（共和国法第7581号）で、買占め、暴利行為及びカルテルを不当な価格操作と定義して処罰の対象とするほか、緊急時における政府による価格統制についても定める。今般の改正では、価格統制の対象となる生活必需品（米、青果、薪など）及び主要物資（その他の日用品）につき、同法で列挙されているもののほか、行政機関による品目追加を可能とし、その手続を定めた。また、災害等を理由として生活必需品の価格を自動的に統制下に置く期間の上限60日の例外として、家庭用液化天然ガス、灯油等全面的に輸入に依存している物資に関して15日とした。

（海外立法情報課・坂野 一生）

【ベトナム】 改正企業法の施行

2013年6月に国会で可決された改正企業法が8月1日に施行された。2005年制定の企業法は、企業設立にあたり管轄官庁への営業登録を義務付ける。この改正前は、同法施行期日（2006年7月1日）前に設立された外資系企業に2年以内の再登録を推奨し、再登録を行わない場合には、投資許可証に記載された事業の範囲及び期間内の営業のみを許していた。再登録期間はその後延長されたものの、遵守する企業は少なく、現在約6,000社ある外資系企業のうち、再登録未了の企業は、約半数にのぼる。うち一部は、すでに当初の投資許可期間が終了し、その他の企業も期間の終了とともに撤退と従業員解雇の危機に瀕していたことから、改正法は、すでに投資許可期間が終了した企業に2014年2月1日までの再登録猶予期間を与え、その他の企業については再登録期限を撤廃し、投資許可期間満了までの再登録で足りるとした。また、再登録を行わない場合においても、投資許可証に記載された事業の変更及び追加申請が可能になった。（海外立法情報課・坂野 一生）

【ミャンマー】 通信法の成立

2013年10月8日、通信法（2013年連邦議会法第31号）にテイン・セイン大統領が署名した。ミャンマーにおいては、1885年電信法及び1934年無線電信法によりミャンマー郵電公社が通信事業を行ってきたが、通信インフラの未整備で端末価格が高額であることから、携帯電話の普及率が10%弱にとどまっている。通信法は、外国企業を含む民間資本の通信業界への参入を可能にすることにより、通信業界の発展、通信網及び利用者の拡大を目指す。同法は、通信網施設の整備、通信サービスの提供等に関し、5年から20年までの民間への免許付与を認め、付与の手続、免許保持者の義務、周波数等の管理、通信番号の割当て、消費者保護、不正競争の防止、免許保持者による不服申立ての手続等に関して規定する。外国企業については、すでに2013年1月から6月までの期間に行われた入札において、ノルウェー及びカタールの通信会社が通信免許を獲得している。

（海外立法情報課・坂野 一生）